28　貨物の運送の用に供する軽自動車については、細目告示第二十二条第八項及び第百条第八項中協定規則第百三十七号の技術的な要件並びに細目告示第二十二条第九項及び第百条第十項中協定規則第九十四号の技術的な要件のうち、ダミーの搭載時における座席の前後方向の位置及びダミーの骨盤骨の角度の調整については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の別添二十三「前面衝突時の乗員保護の技術基準」に定める方法によることができる。

29　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十二条第十三項及び第百条第十七項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十二条第十三項及び第百条第十七項の規定に適合するものであればよい。

一　平成二十九年十二月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十年一月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成二十九年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十年一月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十九年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、車体の外形、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十七条に次の一項を加える。

10　次の各号に掲げる自動車については、細目告示第二十四条、第百二条及び第百八十条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二十四条、第百二条及び第百八十条の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成三十一年九月一日から平成三十三年八月三十一日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と後方からの突入防止に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第十八条第四項中「同規則第４改訂版補足第９改訂版」を「同規則第４改訂版補足第10改訂版」に改める。

第二十条第十二項中「同規則第６改訂版補足第５改訂版」を「同規則第６改訂版補足第６改訂版」に改める。

第二十二条第二項中「同規則第四改訂版補足第九改訂版」を「同規則第四改訂版補足第十改訂版」に改め、同条第十項中「同規則第４改訂版補足第９改訂版」を「同規則第４改訂版補足第10改訂版」に改める。

第五十二条に次の一項を加える。

5　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第四十四条の規定並びに細目告示第六十八条、第百四十六条及び第二百二十四条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第四十四条の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条、第百四十六条及び第二百二十四条の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年六月十七日以前に製作された自動車

二　平成三十一年六月十八日から平成三十三年六月十七日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十一年六月十七日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成三十一年六月十八日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成三十一年六月十七日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第五十四条に次の一項を加える。

4　次の各号に掲げる自動車については、保安基準第四十六条第二項の規定並びに細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第四十六条第二項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第七十条、第百四十八条及び第二百二十六条の規定に適合するものであればよい

一　平成二十九年八月三十一日以前に製作された自動車

二　平成二十九年九月一日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ　平成二十九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ　平成二十九年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成二十九年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と速度及び走行距離の表示に係る性能が同一であるもの

ハ　国土交通大臣が定める自動車

第七十条第一項中、「第二百五十一条第二項及び第三項」を「第二百五十一条第三項及び第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　次の各号に掲げる原動機付自転車については、保安基準第六十四条の二の規定並びに細目告示第二百五十一条、第二百六十七条及び第二百八十三条の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（平成二十八年国土交通省令第五十号）による改正前の保安基準第六十四条の二の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第二百五十一条、第二百六十七条及び第二百八十三条の規定に適合するものであればよい。

一　平成三十一年六月十七日以前に製作された原動機付自転車

二　平成三十一年六月十八日から平成三十三年六月十七日までに製作された原動機付自転車であって、次に掲げるもの

イ　平成三十一年六月十七日以前に認定を受けた型式認定自動車

ロ　平成三十一年六月十八日以降に新たに認定を受けた型式認定自動車であって、平成三十一年六月十七日以前に認定を受けた型式認定自動車と運転者の視野及び乗車人員等の保護に係る性能が同一であるもの

附　則

この告示は、平成二十八年六月十八日から施行する。